平成 29 年 12 月 1 日

お疲れ様です。連絡係の稲垣です。皇室典範の改正で、2019 年 4 月末の天皇陛下の退位日が決まりました。ふと自分の運転免許証をみたら、平成 31 年まで有効と。そんな年ないやん。とふと一人突っ込み。どうやらこの場合、平成が続いたものとして、取り扱いになるようです。当たり前ですが。
さて、地域の情報を頂きました。ご確認のほどお願いします。
よろしくご査収ください。

お手数おかけ致しますが、訂正を致しましたのでこちらの内容で各事業所への配信宜しくお願い致します。

__/__/__/